

## 消費税率引き上げ分に伴う地方消費税交付金の増収分の使途について

地方消費税交付金のうち消費税率引き上げによる増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。増収分は、下記の社会保障関係費の一般財源の一部として活用します。

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源分) 277,000 千円

(歳出)

社会保障施策に要する経費 2,609,788 千円

(うち一般財源) ( 1,328,531 千円)

(単位:千円)

事業名		事業費	財源内訳		
			特定財源	一般財源	
				うち引き上げ分の 地方消費税交付金	
社会福祉	障害者福祉事業	830,860	591,154	239,706	49,979
	高齢者福祉事業	17,225	1,001	16,224	3,383
	児童福祉事業	865,387	517,907	347,480	72,450
	小計	1,713,472	1,110,062	603,410	125,812
社会保険	介護保険事業	350,133	31,450	318,683	66,446
	国民健康保険事業	98,650	61,320	37,330	7,783
	後期高齢者医療事業	361,768	70,834	290,934	60,660
	小計	810,551	163,604	646,947	134,889
保健衛生	疾病予防対策事業	85,765	7,591	78,174	16,299
	小計	85,765	7,591	78,174	16,299
合計		2,609,788	1,281,257	1,328,531	277,000